

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	江東区役所 山崎 孝明
事業者番号	A 1 0 0 3

2 報告する事業所等の全体の状況（平成28年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	56 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	8,593 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆平成24年度より契約電力50kW以上の施設において、省エネ法判断基準に求められる項目に従い、設備の「管理標準」を策定し運用している。また平成28年3月に改定した「チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画・後期)」に基づき、「管理標準」の項目に新しく独自入力欄を追加し、更なる環境意識の向上を図った。</p> <p>◆「環境推進リーダー会議」を毎年開催し、環境情報の共有・周知を行っている。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
			A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆平成28年3月の「チーム江東・環境配慮推進計画」改定により、取組マニュアルを一般職員用マニュアル、施設管理職員用マニュアル、設備導入職員用マニュアルに分類し、役割によって何を取組むべきかを明確にしている。</p> <p>◆節電調査結果をもとに施設を選び、省エネ診断を受診する。</p> <p>◆江東区環境白書を毎年発行し、環境問題に関する取り組みを庁内の各部署に情報提供している。</p>
--